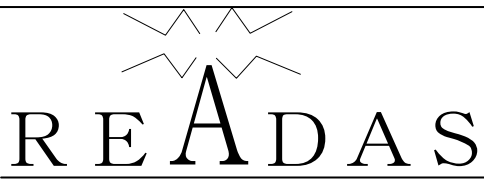


第 5994 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 7月 9日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 国際観光旅客税

Q：海外旅行に行く場合に税金がかかるようになるのか。どのようになるのですか？

A：出国1回につき1,000円の税金がかかります。

【解説】

観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源を確保するために、「国際観光旅客税」が創設されました。

「国際観光旅客税」は、原則として、船舶又は航空会社が、チケット代金に上乗せする等の方法で、日本から出国する旅客から徴収（出国1回につき1,000円）し、これを国に納付するものです。

国際観光旅客税の概要は次のとおりです。

- ①納税義務者
船舶又は航空機により出国する旅客
- ②税率
出国1回につき1,000円
- ③徴収・納付
 - ・国際旅客運送事業を営む者が旅客から特別徴収し、翌々月末までに国に納付
 - ・旅客が航空機等に搭乗等する時までに国（税関）に納付
- ④非課税等
 - ・船舶又は航空機の乗員
 - ・乗継旅客（入国後24時間以内に出国する者）
 - ・2歳未満の者その他一定の者
- ⑤適用時期
平成31年1月7日（月）以後の出国に適用

